

2019年6月13日

性犯罪刑事法の見直しについて

立憲民主党

2017年の通常国会において成立した改正刑法の附則に盛り込まれた施行3年経過後の見直しに向け、法務大臣におかれては、以下の点を踏まえ、法制審議会に性犯罪の罰則の再度の見直しについて諮問し、刑事法（性犯罪関係）部会を開催して審議の上で得られた答申を踏まえ、改正案を国会に提出されるよう強く要望致します。

- 一、 部会委員の構成については、ジェンダーバランスを考慮するとともに、ジェンダー平等の歴史的・国際的視点を持って審議できる資質を有する者を選任すること。
- 二、 性暴力被害者、支援者団体等の意向・要望を適切に反映した答申とするため、性暴力被害者、支援者等からも上記部会委員を選任するとともに、ヒアリングを十分に行うこと。
- 三、 2017年常会において改正に至らなかった以下の事項について、十分に検討を行うこと。その他、性暴力被害者の保護を図るため、刑事手続の見直しについても検討を行うこと。
  - (1) 刑法における性犯罪に関する条文の位置の第22章（社会的法益に対する罪）から第26章以下（個人的法益に対する罪）への移動
  - (2) 暴行・脅迫要件の見直し
  - (3) 地位・関係性に乘じた性的行為の処罰範囲の拡大
  - (4) 配偶者間における強制性交等罪が成立することの明確化
  - (5) 強制性交等罪における「性交等」の範囲の拡大
  - (6) 公訴時効の撤廃
  - (7) 青少年保護の観点からの適切な法整備

以上

神本美恵子	参議院議員	ジェンダー平等推進本部長
山花 郁夫	衆議院議員	刑事法（性犯罪関係）改正検討 WT 座長
山尾志桜里	衆議院議員	法務部会長
大河原雅子	衆議院議員	同本部 事務局長
松田 功	衆議院議員	法務副部会長
宮沢 由佳	参議院議員	同本部 事務局次長
尾辻かな子	衆議院議員	同本部 事務局次長
池田 真紀	衆議院議員	刑事法（性犯罪関係）改正検討 WT 事務局長
山本和嘉子	衆議院議員	同本部 事務局次長